

実施内容	事業名 <small>クリックすると 各事業ウェブサイトへ アクセスします</small>	事業内容	荒廃農地再生対象事業メニュー	事業要件(主要なもの)				事業実施主体					補助率	
				受益面積	事業費	受益者数	その他	都道府県	市町村	農地中間 管理機構	土地改良区	その他	定額	定率
地域・集落の 共同活動で 荒廃農地の 発生防止・解 消を実施	多面的機能 支払交付金	地域共同で行う、多面的機能 を支える活動や、地域資源 (農地、水路、農道等)の質的 向上を図る活動を支援	①農地維持支払 ②資源向上支払	【広域活動組織】 事業計画の対象とする 区域が、昭和25年2月 1日時点の市区町村 区域程度、又は事業 計画の対象とする区域 内の農用地面積が、 200ヘクタール以上(北 海道にあっては3,000 ヘクタール以上)	-	-	活動組織、広域活動組 織の設立	-	-	-	-	活動組織 ・広域活動組織	【農地維持支払】 田:3,000円/10a(2,300円/10a) 畑:2,000円/10a(1,000円/10a) 草地:250円/10a(130円/10a) 【資源向上支払】 田:2,400円/10a(1,920円/10a) 畑:1,440円/10a(480円/10a) 草地:240円/10a(120円/10a) 等 ※()は北海道の場合	-
	中山間地域 等直接支払 交付金	中山間地域等において、農業 生産条件の不利を補正するこ とにより、将来に向けて農業 生産活動を維持するための 活動を支援	①農業生産活動等を継続するための活動 ②農業生産活動等の体制整備のための取組	-	-	-	・中山間地域(特定農 山村、振興山村、過 疎、半島、離島、沖 縄、奄美、小笠原、指 定棚田)等 ・集落協定、個別協定 を締結	-	-	-	-	集落等を単位とする協 定を締結し、5年間農業 生産活動を継続する 農業者等	田(急傾斜):21,000円/10a 田(緩傾斜):8,000円/10a 畑(急傾斜):11,500円/10a 畑(緩傾斜):3,500円/10a ※1超急傾斜農地加算:6,000円/10a ※2棚田地域振興活動加算:10,000円/10a 等	-
棚田地域振 興の取組に より荒廃農地 の発生防止・ 解消を実施	棚田地域振 興緊急対策 交付金	棚田地域の振興に取り組み 地域に対し、必要な調査や景 観修復などの棚田保全、振興 の取組に必要な環境整備を 緊急的に支援	①調査・体制づくり ②周辺環境整備	-	-	-	-	○	○	-	-	協議会	調査・体制づくり:上限250万円/地区 周辺環境整備:上限200万円/地区、 5万円/10a	-
既存の畑地 生産基盤に 対する補完 的又は追加 的な整備と併 せて荒廃農 地を解消	農山漁村振 興交付金 (農山漁村活 性化整備対 策)★	指定棚田地域振興活動計画 に基づき、農山漁村における 棚田地域振興の促進を図る ために必要な保全整備を支 援	農山漁村定住促進対策型▶農村地域等振興支援 農山漁村交流対策型▶農村地域等振興支援 実施要領別表3の1第1、別表3の2第1 事業メニュー ○ 指定棚田地域保全整備 ④指定棚田地域保全整備	-	-	一の箇所 又は一の 施設の 個々の施 設等につ いて、それ ぞれ農林 漁業者が 3名以上	・指定棚田地域振興活 動計画(指定棚田地 域を対象)を策定	○	○	-	○	・計画主体(地方公共 団体)が指定した者 ・地域協議会 ・農業協同組合 ・農林漁業者の組織 する団体 ・NPO法人	-	55%等
	農山漁村振 興交付金 (農山漁村活 性化整備対 策)★	市町村等が作成する活性化 計画に基づき、農山漁村にお ける定住、所得の向上や雇用 の増大を図るために必要な生 産施設等の整備を支援	農山漁村定住促進対策型▶農村地域等振興支援 実施要領別表3の1第1 事業メニュー ○ 農地等補完保全整備 ⑦産地振興追加補完整備 (13)基本条件確保整備 ※基盤整備(農業用排水施設、区画整理等)と併せて一 体的に実施する必要あり	-	-	一の箇所 又は一の 施設の 個々の施 設等につ いて、それ ぞれ農林 漁業者が 3名以上	・活性化計画(畑地を 対象)を策定	○	○	-	○	・地方公共団体等が出 資する法人 ・農業協同組合 ・農業協同組合連合会 ・農林漁業者の組織す る団体 ・地域再生推進法人 ・地方公共団体の一部 事務組合	-	1/2等
既存の畑地 生産基盤に 対する補完 的又は追加 的な整備と併 せて荒廃農 地を解消	農山漁村振 興交付金 (農福連携対 策)	障害者や生活困窮者の雇用 及び就労を目的とする農業生 産施設、農産物の加工販売 施設並びに高齢者の生きが い及びリハビリを目的とした 農業生産施設又はそれらの 附帯施設の整備を支援	農山漁村交流対策型▶農福連携支援 実施要領別表1 1 農福連携整備事業 (1)簡易整備型※事業費200万円未満	-	-	-	・農産物等の生産、地域 内での販売等、地域コ ミュニティへの貢献及 び地域交流に係る取組 並びに障害者等の作業 の内容に係る通年計画 を策定 ・目標年度までに、事業 実施主体が整備した農 業生産施設等に従事す る障害者や生活困窮者 又は利用する要介護認 定高齢者が5名以上増 加すること	-	-	-	-	・農業法人 ・社会福祉法人 ・特定非営利活動法人 ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・公益社団法人 ・公益財団法人 ・地域協議会 ・民間企業	-	1/2等
	肉用牛・酪農 基盤強化対 策事業(放牧 活用型)	基盤強化に向けた肉用繁殖 雌牛や放牧酪農を活用した 地域内一貫体制の構築を図 るため、放牧条件整備等を支 援	実施要領第2の3肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活 実施要領別紙3別表 1 肉用牛放牧 (3)放牧条件整備 2 放牧酪農 (3)放牧条件整備	50a以上 (中山間地域は15a以 上)	-	農業者 3者以上	放牧利用推進計画を策 定	○	○	-	○	・地方公共団体等が出 資する法人 ・農業協同組合 ・農業協同組合連合会 ・農林漁業者の組織す る団体 ・地域再生推進法人 ・地方公共団体の一部 事務組合	-	1/2等

実施内容	事業名 (クリックすると 各事業ウェブサイトへ アクセスします)	事業内容	荒廃農地再生対象事業メニュー	事業要件(主要なもの)				事業実施主体					補助率	
				受益面積	事業費	受益者数	その他	都道府県	市町村	農地中間 管理機構	土地改良区	その他	定額	定率
簡易な農地 整備等と併せ て荒廃農地を 解消	農地耕作条 件改善事業	農地中間管理事業の重点実 施区域等において、農地中間 管理機構と連携しつつ、担い 手への農地集積の推進や高 収益作物への転換を図るた めの計画策定や基盤整備、 営農定着に必要な取組を一 括支援	地域内農地集積型、高収益作物転換型 実施要綱別表 区分2定率助成 (8)営農環境整備支援	-	200万円 以上	農業者 2者以上	農振農用地のうち農地 中間管理事業の重点実 施区域等	○	○	○	○	・農業協同組合その 他の農業者等の組織す る団体 ・農地所有適格法人そ 他の団体	-	1/2等
	中山間地域 所得向上支 援事業 (R1補正)	中山間地域において、収益性 の高い農産物の生産・販売等 に本格的に取り組む場合に、 実践的な計画策定、水田の 畑地化等の基盤整備、生産・ 販売等の施設整備等を総合 的に支援	実施要領第3の(2)基盤整備 実施要領別紙2別表1 区分2定率助成 (8)営農環境整備支援	-	200万円 以上	農業者 2者以上	・中山間地域等(8法 地域(特定農山村、振 興山村、過疎、半島、 離島、沖縄、奄美、小 笠原)+特別豪雪地帯 +統計上の中山間地 域+急傾斜地) ・中山間地域所得向上 計画の策定が必要 (計画主体:地公体、 成果目標の設定が必要)	○	○	○	○	・農業協同組合等 ・農業者団体 ・農業法人 等	-	55%等
農地整備等と 併せて荒廃 農地を解消	農地中間管 理機構関連 農地整備事 業	担い手への農地の集積・集約 化を加速化するため、農地中 間管理機構が借り入れている 農地について、農業者の申 請・同意・費用負担によらず、 都道府県が実施する基盤整 備を推進	農地整備事業 実施要領別紙1別表 区分2農業生産基盤整備 附帯事業 (3)耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 ※農業生産基盤整備事業と併せて一体的に実施する必要 あり	10ha以上 (中山間地域は5ha以 上)	-	2者以上	・事業施行地域内農用 地の全てについて農 地中間管理機構が農 地中間管理権を有す ること ・一定規模連担化して いること 等	○	-	-	-		-	1/2等
	中山間地域 農業農村総 合整備事業	地域の収益力向上等により、 中山間地域の特色を活かし た営農の確立を支援するた め、農業生産を支える水路や ほ場等の基盤整備と、生産・ 販売施設等の整備を一体的 に実施	実施要綱第2の1 中山間地域総合整備事業 実施要領別表 区分1 農業生産基盤整備事業 (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)ほ場整備事業 (4)農用地開発事業 (5)農地防災事業 (6)客土事業 (7)暗渠排水事業 (8)農用地の改良又は保全事業 (9)土地基盤の再編・整序化事業(耕作放棄地等の再編・ 整序化に係る土地を保全・再編利用するために必要な事 業) ※(1)～(8)までに掲げる事業のうち2以上の事業を行うこと	10ha以上	-	2者以上	・総合計画を作成 (9)に掲げる事業を実施 する場合、 ア 事業計画区域の農 地面積に対して、総合 整備事業の受益地となる 生産区域の農地面積の 割合が、おおむね7割程 度は確保できる見通し のあること イ 事業計画区域は、生 産区域において別に定 める要件を満たす地域 であること	○	○	-	-	-	-	55%等
	農業競争力 強化農地整 備事業	農地の大区画化や排水対策 等を実施し、農地中間管理機 構による担い手への農地集 積・集約化や農業の高付加 価値化等を推進	農地整備事業 ▶ 経営体育成型、中山間地域型、中山間傾 斜農地型 実施要領別紙1-1別表 区分2農業生産基盤整備 附帯事業 (4)耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 区分4農業経営高度化支援事業 (5)耕作放棄地活用推進事業(耕作放棄地型に限る) ※農業生産基盤整備事業(暗渠排水事業、区画整理事業 等)と併せて一体的に実施する必要あり	20ha以上 (中山間地域型、中山間 傾斜農地型は10ha以 上)	-	2者以上	担い手への農地利用集 積の一定以上増加 (耕作放棄地型を除く)	○	△ (耕作放棄 地活用推 進事業)	-	△ (耕作放棄 地活用推 進事業)	農業協同組合、農地所 有適格法人等(耕作放 棄地活用推進事業)	-	1/2等
	農山漁村地 域整備交付 金(農地整備 事業)★	効率的かつ安定的な農業経 営を確保するため、地域農業 の展開方向、生産基盤の状 況等を勘案し、必要な生産基 盤及び営農環境の整備と経 営体の育成・支援を一体的に 実施	経営体育成型、耕作放棄地型 実施要領別紙1-1別表1 区分2農業生産基盤整備 附帯事業 (4)耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 区分4農業経営高度化支援事業 (5)耕作放棄地活用推進事業(耕作放棄地型に限る) ※農業生産基盤整備事業と併せて一体的に実施する必要 あり	20ha以上	-	2者以上	・担い手農地集積率が 一定以上増加するこ と(経営体育成型) ・耕作放棄地率が6% 以上(耕作放棄地型)	○	△ (耕作放棄 地活用推 進事業)	-	△ (耕作放棄 地活用推 進事業)	農業協同組合、農地所 有適格法人等(耕作放 棄地活用推進事業)	-	1/2等

実施内容	事業名 <small>クリックすると 各事業ウェブサイトへ アクセスします</small>	事業内容	荒廃農地再生対象事業メニュー	事業要件(主要なもの)				事業実施主体					補助率			
				受益面積	事業費	受益者数	その他	都道府県	市町村	農地中間 管理機構	土地改良区	その他	定額	定率		
農地整備等 と併せて荒廃 農地を解消	国営緊急農 地再編整備 事業	広域的な農地の大区画化や 排水改良を行い、担い手への 農地集積を加速化するととも に、耕作放棄地の解消・未然 防止を図りつつ、産地収益力 等の向上のための生産コスト 低減や高収益作物への転換 等の地域の取組を促進	・基幹事業 区画整理 ・併せ行う事業 農業用排水施設整備、ため池等整備、農地保全整備、 暗きょ排水、客土、農用地の改良又は保全	400ha以上 (基幹事業(区画整理) 200ha以上)	—	2者以上	耕作放棄地及び耕作放 棄のおそれがある農地 が一定割合(10%)以上	—	—	—	—	—	—	—	—	国2/3等
農業用排水 施設整備と 併せて荒廃 農地を解消	水利施設等 保全高度化 事業	農業水利施設の効率的な整 備や長寿命化対策に加え、 畑地化・汎用化やパイプライン 化・ICT化等による畑地・樹 園地の高機能化や水利用の 効率化・水管理の省力化に向 けた整備等を行い、農業の高 付加価値化や高収益作物の 導入・定着、担い手への農地 集積・集約化等を推進	特別型▶産地収益力向上型 実施要領別紙2別表 区分2農業生産基盤整備 事業(4)耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 ※農業生産基盤整備事業(高収益作物導入促進型は農業 用排水施設整備事業又は暗渠排水事業、高収益作物 転換型は農業用排水施設整備事業、客土事業、暗渠 排水事業、区画整理事業のいずれか、畑地帯総合整備 型は農業用排水施設整備事業、農道事業、区画整理 事業のいずれか)と併せて一体的に実施する必要あり	20ha以上 (中山間地域は10ha以 上) 等	—	2者以上		○	—	—	—	—	—	—	—	1/2等
	農山漁村地 域整備交付 金(水利施設等 整備事業)★	水田及び畑地帯における基 幹的な農業用排水施設の 整備等を支援	畑地帯総合整備型 実施要領別紙2運用2別表 区分2農業生産基盤整備 事業(4)耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 ※農業生産基盤整備事業(農業用排水施設整備事業、農 道整備事業、区画整理事業)と併せて一体的に実施する	20ha以上 等	—	2者以上		○	—	—	—	—	—	—	—	1/2等
荒廃農地を 解消して公共 施設用地や 市民農園等 を整備	農山漁村地 域整備交付 金(農村集落基 盤再編・整備 事業)★	農村集落及びその周辺地域 において、農業農村の活性化 を図ることを目的として、農業 生産基盤と農村生活環境等 の整備に加え、中山間地域に おける耕作放棄地対策を総 合的に支援	中山間地域総合整備型▶集落型事業▶一般型事業 農地環境整備型▶一般型事業 実施要領別紙4-1運用1別表 区分3保全管理等事業 (1)高付加価値農業基盤整備事業 (2)附帯事業 (3)用地整備事業 (4)市民農園等整備事業 (5)生態系保全施設整備事業 (6)遊水池整備事業 (7)土地改良施設の撤去及び跡地整備 (8)交換分合事業 ※中山間地域総合整備型は農業生産基盤整備事業及び農 村生活環境整備事業と併せて一体的に実施する必要あり	中山間地域総合整備型 県営事業60ha以上 市町村営事業20ha以 上 農地環境整備型 10ha以上 等	—	2者以上	中山間地域(過疎、振興 山村、離島、半島、特定 農山村、指定棚田)等	○	○	—	—	—	—	—	—	55%等

★ 沖縄は沖縄振興公共投資交付金

【参考】

実施内容	事業名 クリックすると 各事業のウェブサイトへ アクセスします	事業内容	荒廃農地再生等対象事業メニュー	事業要件(主要なもの)				事業実施主体					補助率	
				受益面積	事業費	受益者数	その他	都道府県	市町村	農地中間 管理機構	土地改良区	その他	定額	定率
野生鳥獣による被害防止対策として放任果樹の除去及び雑木林の刈り払い等を実施	鳥獣被害防止総合対策交付金	野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった被害対策の取組や、捕獲した野生鳥獣のジビエ利用拡大に向けた取り組みを支援	<p>鳥獣被害防止総合支援事業</p> <p>実施要綱別表1 事業内容 1 推進事業 (1)被害防止活動推進 ④生息環境管理 2 整備事業 (1)鳥獣被害防止施設</p> <p>※野生鳥獣における被害防止対策を目的とした、牛の放牧等による農地等の周辺における緩衝帯の設置、放任果樹の除去、雑木林の刈払い、侵入防止柵の設置等による里地里山の整備を実施(営農再開を目的としたものではない)</p>	-	-	3戸以上 (整備事業)	・鳥獣被害防止特措法第4条に基づく被害防止計画を作成する	-	-	-	-	協議会 ※整備事業は協議会の構成員も可	①推進事業 200万円以内/協議会等 (鳥獣被害対策実施隊が組織されており、捕獲の有資格者の人数等により設定された限度額内で定額支援) ②整備事業 侵入防止柵を自力施工する場合、資材費のみ定額支援	1/2等
森林の有する多面的機能の発揮に向け、造林や間伐等の森林整備を実施	森林整備事業	森林所有者等が行う人工造林、下刈り、除伐、森林作業道開設等への支援	実施要領第1の1 森林環境保全整備直接支援事業 (営農再開を目的としたものではない)	-	-	-	森林経営計画の認定 1施行地面積が0.1ha以上(間伐、更新伐は5ha以上)	○	○	-	-	・森林組合 ・森林所有者 ・民間事業者等	-	国3/10 県1/10 (査定係数170など)
森林の有する多面的機能の発揮に向け、里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を実施	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援	<p>実施要領別紙3第1(3)</p> <p>①活動推進費 ②地域環境保全タイプ ③森林資源利用タイプ ④森林機能強化タイプ ⑤資機材・施設の整備 ※④及び⑤は①～③と組み合わせて実施 ※森林の有する多面的機能の発揮を目的とした、雑草木の刈払い、鳥獣害防止柵の設置等による里山林の整備を実施(営農再開を目的としたものではない)</p>	-	-	-	・地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた3名以上で構成する活動組織の設立が必要 ・森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林(登記地目が「畑」等の場合は非農地証明が必要)	-	-	-	-	地域協議会(地域協議会から保全活動を行う活動組織に対し、交付金を交付)	①活動推進費:112,500円(初年度のみ) ②地域環境保全タイプ(里山林保全):12万円/ha ③地域環境保全タイプ(侵入竹伐採・竹林整備):28.5万円/ha ④森林資源利用タイプ:12万円/ha ⑤森林機能強化タイプ:800円/m	資機材・施設の整備: 1/2(一部1/3)以内
森林の有する多面的機能の維持・増進に向け、森林造成等を実施	農山漁村地域整備交付金(森林整備事業)	森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、重視すべき機能に応じた森林整備を計画的に推進	実施要領別紙6第4の3機能回復整備事業のうち 耕作放棄地等森林造成 耕作放棄地等の現に森林状態ではない箇所を対象に、緊急かつ計画的に森林造成を行う (営農再開を目的としたものではない)	-	-	-	1施行地の面積が0.1ha以上	○	○	-	-	-	-	国3/10 県1/10 (査定係数110など)
造林作業の省力化・低コスト化に向け、早生樹造林などの実証的な取組を実施	低コスト造林モデル普及促進事業	造林作業の省力化・低コスト化を図るため、新たな造林技術等を導入した造林モデルの実証的な取組を支援	低コスト造林モデル普及促進事業のうち 地域の実情に応じた実証的造林 ア 人工造林及び下刈り イ 関連条件整備活動 (営農再開を目的としたものではない)	-	-	-	1施行地の面積が0.1ha以上	○	○	-	-	・森林組合 ・森林所有者 ・民間事業者等	都道府県が定める標準単価の2/3 (ただし612千円/haを上限とする)	-